

「個人情報保護法」

辻本 浩一郎

現在、タイでは、個人のプライバシーを侵害するケースが多数あり、個人や経済にマイナス効果や損害を引き起こしています。そのため政府は個人情報保護法(PDPA)を発布しました。PDPAは、2019年5月27日の官報で公布されましたが、PDPAの大部分(2-3、5、7条 95-96項)は、公布日から1年後(2020年5月)に施行されます。

ただし、個人情報保護委員会とその事務局に関する条項(1、4条、経過規定)については、2019年5月28日に効力を発しています。このPDPAは、公共、民間の両方のセクターに適用されますが、主に国家安全保障、公共財や法制度への対応に一定の例外があります。

＜法律上の定義＞

個人情報とは、直接的または間接的に個人を特定する情報ですが、死亡者の情報は含まれません。個人情報は、個人のあらゆる情報、特に顧客、従業員、サプライヤーなどに属する情報及び企業がその事業の過程で保有する情報を網羅する非常に広義の用語となります。センシティブな個人情報(例えば、人種、民族的背景、政治的信条、宗教思想、遺伝的特徴、性生活の情報、生体認証、健康、労働組合加入、刑事上の有罪判決や犯罪行為)についてもPDPAにより規制されます。

情報管理者とは、個人情報の収集、利用及び開示について決定を下す個人または法人を指します。

情報加工者とは、情報管理者の命令または代理で、個人情報を収集、利用または開示する個人または法人を指します。

＜情報の収集及び利用に関する重要な制限についての要約＞ ※情報所有者＝個人

- (1) 情報管理者は、情報所有者の同意なく、個人情報を収集、利用または開示してはならない。その同意は、明確でなくてはならず、書面または電子的方法で行う。(19条)
- (2) 情報は、必要に応じてのみ収集され、情報収集の過程の前またはその間に、情報所有者からの同意を得るものとする。(24条)
- (3) 人種、民族的背景、政治的信条、宗教思想、遺伝的特徴、性生活の情報、生体認証、健康、労働組合加入、刑事上の有罪判決や犯罪行為などのセンシティブな個人情報は、情報所有者から同意を得なくてはならない。(26条)

- (4) 個人情報の利用及び開示は、情報所有者の同意を得なくてはならない。但し、公開された情報源から取得できる情報は、同意を必要とせず取得できる。(27条)
- (5) 情報所有者は、所定の個人情報にアクセスする権利及び情報管理者に写しを要求する権利を有し情報所有者の同意なく取得された情報の発信源を要求することができる。(30条)
- (6) 情報所有者は、同意を必要とせず取得できる、公開された情報源から収集された情報やダイレクト・マーケティングや科学的調査、歴史、統計目的で収集された情報で、公共の利益に利用される情報を除き、個人情報の収集、利用または開示する同意を自由に撤回することができる。
- (7) 情報所有者は、情報管理者または情報加工者が違反した場合、情報保護委員会に提訴することができる。

＜違反と罰則＞

PDPAは、条項の違反について民事責任、刑罰、課徴金の3種類の罰則を規定しています。違反の罰則は厳しく、500万バーツ(約1,815万円)以下の過料、1年以下の禁錮または100万バーツ(約363万円)以下の罰金、若しくはその両方の刑罰を課すことができます。懲罰的民事損害賠償は、実際の損害額の2倍までできる形となります。

＜準備・対策＞

企業は、十分に準備し、従業員やスタッフの間で認識を高めるべきと考えます。オンラインとオフラインの両方で現在保有する情報の部類を理解するために、そのシステムを見直して、法遵守の現行レベルを分析し特定します。そして、各活動に内在するリスクの評価と個人情報に関する社内方針、契約、慣例、その他の証書を検証し、リスク軽減と課題の解決を行います。従業員研修の実施、社内の情報保護チームの指名を行います。

これらの準備をすれば、会社が保有する個人情報が適正に収集、維持、加工されていることをまずは保証することができるでしょう。